

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内



児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない次の要件に該当する児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの方、又は20歳未満でおおむね中度以上の障害の状態にある方）について、その児童を監護している母、又は母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される制度です。

ただし、児童が、父又は母の死亡によって支給される公的年金を受給していたり、児童福祉施設等に入所している場合は、手当の支給はできません。

【支給要件】

- ◆父母が離婚した児童
- ◆父が死亡した児童
- ◆父が重度の障害の状態にある児童
- ◆父の生死が明らかでない児童
- ◆父に1年以上遺棄されている児童
- ◆父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ◆母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ◆父母ともに不明である児童

【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年（1月から6月までの間に請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

【問合せ先】

詳しくは、上島町各総合支所住民課・住民福祉課へお問合せください。

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

【支給要件】

《受給者》

- ◆父又は母 ○日本国内に住所を有する
○障害児を監護
- ◆養育者（父母以外）
○障害児と同居、監護、生計維持

《障害児》

- 日本国内に住所を有する
- 障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に定める障害の状態にある
- 児童福祉施設等に入所措置されていない

【所得制限】

請求者、同居している配偶者及び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年（1月から6月までの間に請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は、8月初めに送付しますので、提出をお願いいたします。



国民年金に関するお問合せは

『ねんきんダイヤル』へ

お電話ください！

年金に関するお問合せは、全国各地からでも、次の電話におかけください。

■年金請求などの年金相談

0570-05-1165

イイロウゴ

■年金をお受けになっている方の年金相談

0570-07-1165

イイロウゴ

※受付時間は午前8時30分から午後5時（土・日・祝日は除く）

◎「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。
◎通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。